

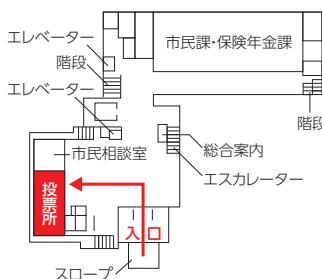
期日前投票

投票日当日に仕事・旅行などの事由に該当すると見込まれる方は、期日前投票をご利用ください。
なお、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は2月1日㈰からとなります。
※1月28日～1月31日は衆議院議員選挙のみとなります。この期間に期日前投票をされた方でも、
2月1日以降に最高裁判所裁判官国民審査を行うことはできます。

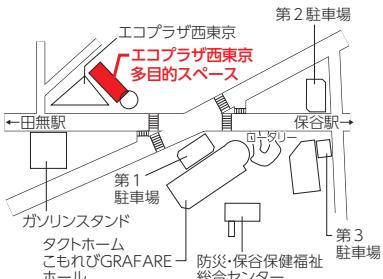
**投票日の直前3日間
投票できます**

1月28日(水)～2月7日(土) 午前8時30分～午後8時

田無庁舎2階 会議室

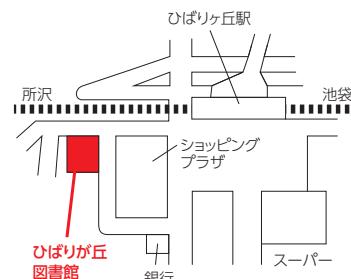


エコプラザ西東京 多目的スペース



2月5日(木)～7日(土) 午前8時30分～
午後8時

ひばりが丘図書館 講座室



期日前投票では、「期日前投票宣誓書」の記入が必要です。投票所入場整理券が届いている場合は、入場整理券裏面の「期日前投票宣誓書」に必要事項をあらかじめ記入しご持参いただくと、スムーズに投票ができます(投票日当日に投票所で投票する場合は記入不要)。なお、入場整理券をご持参しない場合でも、選挙人名簿に登録されていれば、期日前投票所にある宣誓書に記入後、投票できます。

いずれの期日前投票所でも投票できます。ただし、投票日当日は、お送りする「投票所入場整理券」に記載している投票所でしか投票ができませんので、ご注意ください。 ※車で来られる方は、期日前投票所(ひばりが丘図書館を除く)をご利用ください。

不在者投票

滞在地での不在者投票

仕事・旅行などで市外に滞在する方は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。手続きに時間がかかりますので、お早めに請求してください。

また、マイナポータル「ぴったりサービス」から電子申請ができます。詳細は市HPをご確認ください。

有権者

①不在者投票用紙の請求(郵送・持参・電子申請)

※請求用紙は、最寄りの市区町村の選管または市HPで配布
※公示日前でも請求できます。



不在者投票用紙
電子申請

る方は、お早めに施設の担当者にお申し出ください。

市内の不在者投票指定施設は、市HPでご確認ください

※入院・入所している施設が市外の場合は、施設に直接ご確認ください。

西東京市選挙管理委員会

②希望送付先へ不在者投票用紙など一式をレターパックにて送付

有権者

③滞在地の選管が指定する場所へ投票用紙など一式を未開封のまま持参して投票

※不在者投票を行う場所や日時は、滞在地の選管により異なりますので、あらかじめ当該委員会にご確認ください。

滞在地の市区町村の選挙管理委員会など

④投票した投票用紙は、滞在地の選管が西東京市選管へ送致します。

病院や老人ホームなどの不在者投票

不在者投票できる施設として指定を受けた病院・老人ホームなどの施設に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。希望す

郵便等による不在者投票(障害などのある方)

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちで、次の表のいずれかに該当し「郵便等投票証明書」の交付を受けている方は、自宅などで郵便による不在者投票ができます。

すでに「郵便等投票証明書」の交付を受けている方の、投票用紙などの請求期限は、投票日の4日前(2月4日㈬)までです。詳細は、西東京市選挙管理委員会にお早めにお問い合わせください。

区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護5	

代理記載制度

郵便等投票ができる方のうち、次の表のいずれかに該当し、自ら投票の記載ができない方は、あらかじめ西東京市選挙管理委員会に届け出た方に代理記載をしてもらうことができます。

区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	特別項症～第2項症	

18歳未満の方の投票所への入場

投票者に同伴する子ども(18歳未満の方)は投票所へ入場できます。ただし、同伴する子どもは、投票用紙への記入および投票箱への投函はできません。

投票所内で騒ぐなど、投票管理者が投票所の秩序が損なわれると判断したときは、入場をお断りする場合などがあります。

インターネットを利用した選挙運動

インターネットを利用した選挙運動のうち、有権者が電子メールを利用しての選挙運動は禁止されているほか、候補者に関し虚偽の事項を公開したり、悪質な誹謗中傷行為なども禁止されています。

投票所への移動支援

下記に該当する方は、ご自宅などから投票所への移動について支援が受けられる場合があります。

●介護保険の要介護・要支援のいずれかの認定を受けている方：訪問介護(ホームヘルプサービス)など

●身体障害・知的障害・精神障害・難病などのいずれかがある方：移動支援事業など

問い合わせ先

●介護保険の「要介護」「要支援」の認定を受けている方

▶高齢者支援課介護調整係 042-420-2813

●身体障害・知的障害・精神障害・難病などのいずれかがある方

▶障害福祉課障害者相談係 042-420-2805

お願い

投票所へのペット(補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を除く)を連れての来場はご遠慮ください。